

令和2年度

第1回 医師国保通常組合会

と き 令和2年7月16日（木）16：00～17：00

ところ ユウベルホテル松政

I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員23名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

II 理事長挨拶

河村理事長 本日は、お暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

医師国保の将来につきましては、先行きが見えない状況ではありますが、これから2年間、組合員の皆様のご期待に応えるべく努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、組合会議員改選後、初めての組合会でございますので、まず、組合会議長及び副議長の互選についてお諮りし、その後、令和元年度決算関係、及び新型コロナウイルスにともな

う保険料の減額免除と傷病手当金の見直しについて、ご審議をお願いすることとしております。

さて、医師国保の状況としましては、これまで被保険者の減少が続いておりましたが、4月からの保険料引き上げにともない、さらに減少が進んでおります。

また、平成27年度まで32%であった国庫補助率は、平成28年度から5年にわたり引き下げられ、今年度は13%となるなど、収入財源の確保が困難な状況にあり、組合財政は非常に厳しい状況と言えます。

なお、現在、山口県において単独の国保組合は、本組合だけとなっておりますが、日本医師会が今後、医師国保をどのように牽引していくかを含め、慎重に医師国保の将来について検討を重ねて参りたいと存じます。

出席者

組合会議員

大島郡	野村 壽和	徳山	津永 長門
玖珂	山下 秀治	徳山	小野 薫
熊毛郡	吉村伸一郎	徳山	高木 昭
吉南	小川 清吾	防府	木村 正統
美祢郡	竹尾 善文	防府	村田 敦
下関市	帆足 誠司	下松	山下 弘巳
宇部市	黒川 泰	岩国市	小林 元壯
宇部市	西村 滋生	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇部市	矢野 忠生	山陽小野田	伯野 卓
山口市	成重 隆博	光市	守友 康則
山口市	林 大資	柳井	弘田 直樹
萩市	綿貫 篤志		

役員

理事長	河村 康明	理事	上野 雄史
副理事長	今村 孝子	理事	藤原 崇
副理事長	加藤 智栄	理事	茶川 治樹
常務理事	沖中 芳彦	監事	篠原 照男
常務理事	長谷川奈津江	監事	岡田 和好
法令遵守(コプライアンス)担当理事			伊藤 真一
理事	清水 暢		
理事	中村 洋		
理事	前川 恭子		
理事	郷良 秀典		
理事	白澤 文吾		
理事	山下 哲男		

Ⅲ 組合会議長及び副議長の互選

組合会議長及び副議長の互選に入る。

河村理事長より、仮議長を設けることなく諮ることについて議員の賛同を得た後、慣例では山口県医師会代議員会の議長及び副議長が、本組合会の議長及び副議長に就任することとなっているものの、医師会副議長が組合員ではないため、慣例を適用することはできない過去の同ケースでは執行部より原案が示された上で、今回も同様の扱いとしてよいか提案された。

議員の賛同を得て、議長には矢野忠生 議員、副議長には小林元壯 議員が決定した。

議事録署名議員指名

議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

帆足 誠司 議員

津永 長門 議員

Ⅳ 議案審議

承認第1号 令和元年度事業報告について
(沖中常務理事)

1 被保険者

1.「被保険者の状況」について、合計欄を見ていただくと、平成30年度末の4,190人に対し、令和元年度末は4,062人となり、128人、率にして約3%の減少となっている。甲種組合員の先生を始め、全種別で減少している。減少の要因は、75歳に到達した被保険者が広域連合の被保険者となること、甲種組合員の死亡や子女の独立等が挙げられる。

なお、被保険者数は平成19年度末の5,809人を最高に年々減少、12年間で約1,750人が減少したことになり、現在の被保険者数はピーク時の約70%となっている。

被保険者数の減少は全国保組合に共通する課題であり、全国医師国保組合連合会（全医連）の要請を受けて、昨年1月には日医から各都市医師会に「地区医師会入会手続時における医師国保組合への加入促進について」の協力依頼の文書が送付されている。

令和元年度中に県医師会に入会された開業医の先生については、ほとんどの方が本組合に加入

されている。各都市医師会で本組合への加入促進をしていただき、感謝申し上げるとともに、引き続き、ご協力いただくようお願いする。なお、平成9年9月1日以降に健康保険適用除外承認を受けて加入した者の人数を括弧書きで再掲している。これに該当する被保険者の医療費に係る国庫補助率は、社会保険並みの補助率で13%となる。

その他の被保険者の医療費に対する国庫補助率は、平成27年度までは32%だったが、平成28年度から補助率の見直しが行われ、平成28年度から5年間で13%まで引き下げられ、令和2年度には全被保険者の医療費に対する補助率が13%となる。補助金減収により組合財政は大きな影響を受けている。

2.「被保険者数の推移」については、平成31年4月から令和2年3月までの各月末の被保険者数と年度平均の被保険者数を示している。合計欄の人数は減少しているが、65～74歳（再掲）の人数には大きな変動がみられないことから、

1 被 保 険 者

1. 被保険者の状況						
種別	内訳	30年度末 現在数	R1年度中 加入者数	R1年度中 脱退者数	R1年度末 現在数	構成比
甲種組合員		(295) 872人	(20) 45人	(14) 77人	(301) 840人	20.7%
甲種組合員の家族		(559) 1,362人	(59) 105人	(62) 145人	(556) 1,322人	32.5
乙種組合員		(1,222) 1,582人	(253) 288人	(248) 309人	(1,227) 1,561人	38.5
乙種組合員の家族		(389) 374人	(73) 90人	(106) 125人	(256) 339人	8.3
合 計		(2,365) 4,190人	(405) 528人	(430) 466人	(2,340) 4,062人	100.0

注（ ）は、平成9年9月1日以降に適用除外承認を受けて加入した者の人数で、下段の再掲である。

2. 被保険者数の推移

種別 年月	甲種 組合員	甲種 組合員の 家族	乙種 組合員	乙種 組合員の 家族	合 計	70歳以上(再掲)		65～ 74歳 (再掲)	未就 学児 (再掲)
						現 役 進 み	一 般		
31年4月	(296) 864人	(545) 1,332人	(1,245) 1,596人	(283) 366人	(2,369) 4,158人	(26) 176人	(16) 58人	(120) 559人	(63) 89人
元年5月	(296) 858人	(544) 1,324人	(1,246) 1,597人	(278) 361人	(2,364) 4,140人	(26) 179人	(18) 59人	(125) 564人	(64) 89人
6月	(296) 855人	(544) 1,317人	(1,252) 1,607人	(276) 359人	(2,368) 4,138人	(25) 178人	(19) 58人	(128) 564人	(64) 90人
7月	(297) 853人	(542) 1,312人	(1,250) 1,600人	(274) 357人	(2,363) 4,122人	(25) 177人	(20) 59人	(130) 566人	(64) 89人
8月	(297) 848人	(540) 1,307人	(1,246) 1,595人	(275) 359人	(2,358) 4,109人	(26) 183人	(20) 56人	(131) 567人	(64) 89人
9月	(298) 849人	(542) 1,308人	(1,254) 1,579人	(271) 353人	(2,345) 4,089人	(27) 180人	(20) 55人	(131) 568人	(63) 87人
10月	(300) 847人	(543) 1,321人	(1,233) 1,574人	(269) 349人	(2,345) 4,091人	(26) 182人	(21) 52人	(129) 558人	(67) 94人
11月	(300) 844人	(544) 1,322人	(1,234) 1,575人	(275) 359人	(2,353) 4,100人	(27) 181人	(23) 57人	(130) 558人	(71) 98人
12月	(302) 846人	(547) 1,325人	(1,235) 1,578人	(270) 354人	(2,354) 4,103人	(28) 182人	(23) 58人	(130) 558人	(69) 97人
2年1月	(304) 843人	(558) 1,322人	(1,242) 1,579人	(267) 351人	(2,371) 4,095人	(29) 184人	(22) 58人	(129) 559人	(70) 98人
2月	(304) 842人	(559) 1,324人	(1,238) 1,574人	(259) 342人	(2,360) 4,082人	(31) 188人	(22) 57人	(130) 564人	(71) 99人
3月	(301) 840人	(556) 1,322人	(1,227) 1,561人	(256) 339人	(2,340) 4,092人	(30) 192人	(22) 57人	(128) 570人	(70) 98人
年度平均	(299) 849人	(547) 1,320人	(1,240) 1,584人	(271) 354人	(2,357) 4,107人	(27) 182人	(21) 57人	(128) 563人	(67) 93人

注（ ）は、平成9年9月1日以降に適用除外承認を受けて加入した者の人数で、下段の再掲である。

3. 介護保険第2号保険者数の推移

種別 年月	甲種組合員	甲種組合員の家族	乙種組合員	乙種組合員の家族	合 計
31 年 4 月	(247) 540 人	(157) 411 人	(828) 1,084 人	(50) 68 人	(1,283) 2,103 人
元 年 5 月	(247) 539	(158) 408	(834) 1,087	(48) 66	(1,287) 2,100
6 月	(246) 536	(158) 408	(840) 1,095	(48) 67	(1,292) 2,106
7 月	(247) 534	(159) 407	(839) 1,090	(47) 66	(1,292) 2,097
8 月	(247) 530	(158) 403	(843) 1,094	(51) 70	(1,299) 2,097
9 月	(248) 527	(158) 401	(836) 1,086	(49) 67	(1,291) 2,081
10 月	(249) 529	(158) 402	(835) 1,085	(47) 63	(1,289) 2,079
11 月	(249) 528	(159) 400	(836) 1,086	(48) 65	(1,292) 2,079
12 月	(250) 526	(158) 397	(844) 1,096	(49) 66	(1,301) 2,085
2 年 1 月	(251) 519	(157) 392	(850) 1,099	(45) 62	(1,303) 2,072
2 月	(251) 517	(158) 391	(847) 1,093	(43) 60	(1,299) 2,061
3 月	(249) 511	(158) 390	(844) 1,086	(42) 59	(1,293) 2,049
年 度 平 均	(248) 528	(158) 401	(840) 1,090	(47) 65	(1,293) 2,084

注 () は、平成9年9月1日以降に適用除外承認を受けて加入した者の人数で、下段の再掲である。

参考 後期高齢者組合員（被保険者でない組合員）の状況

種別	内訳	30年度末現在数	元年度中加入者数	元年度中脱退者数	元年度末現在数
甲種組合員		160 人	26 人	19 人	167 人
乙種組合員		27 人	2 人	0 人	29 人
合 計		187 人	28 人	19 人	196 人

4. 甲種組合員の年齢構成（令和元年5月1日現在）

年 齢 区 分	甲 種 組 合 員 数	(再掲 女性)	備 考
25 歳 未 満	－ 人	(－ 人)	
25 歳 ～ 29 歳	3 人	(－ 人)	
30 歳 ～ 34 歳	19 人	(9 人)	
35 歳 ～ 39 歳	15 人	(3 人)	
40 歳 ～ 44 歳	38 人	(7 人)	
45 歳 ～ 49 歳	71 人	(12 人)	
50 歳 ～ 54 歳	98 人	(14 人)	
55 歳 ～ 59 歳	129 人	(15 人)	
60 歳 ～ 64 歳	180 人	(19 人)	
65 歳 ～ 69 歳	163 人	(17 人)	
70 歳 ～ 74 歳	133 人	(11 人)	
75 歳 ～ 79 歳	88 人	(10 人)	
80 歳 ～ 84 歳	43 人	(1 人)	
85 歳 ～ 89 歳	22 人	(－ 人)	
90 歳 以 上	13 人	(－ 人)	
合 計	1,015 人	(118 人)	
平 均 年 齢	62.7 歳	(57.5 歳)	

64 歳以下の若い世代の被保険者が減少していることがわかった。

3.「介護保険第2号被保険者数の推移」は、本組合の40歳以上65歳未満の該当被保険者数の推移を掲げているが、減少傾向にある。

その下に「参考 後期高齢者組合員（被保険者でない組合員）の状況」を掲載しているが、令和元年度末で75歳以上の被保険者でない甲種組合員が167人、乙種組合員が29人いる。広域連合の被保険者であるので組合員資格のみを継続されることとなるが、本組合の健康診断を受診されるなど保健事業の対象者となり、また、75歳未満の甲種組合員の家族や乙種組合員などが引き続き本組合の被保険者として加入していただけることとなっている。

2 保険給付

1.「医療給付の状況」の(1)全体分では、療養の給付等と療養費等を合計して件数は49,338件で平成30年度と比較して35件の減となっており、費用額は8億2,641万6,820円で平成30年度と比較して約212万円の減となっている。

なお、(1)全体分の療養費については、件数は530件で費用額は約410万円となっている。コルセット等の補装具や柔道整復師等による施術に対する給付は、平成30年度に比べ、件数が約40件の減ではあるが、費用額は約10万円の増となっている。

また、(2)前期高齢者については、65歳から74歳までの被保険者分を再掲したものであるが、費用額をみると、平成30年度より約635万円の増となっている。なお、前期高齢者の費用額は全体の約30%を占めており、被保険者数では全体の約14%が前期高齢者であることから、前期高齢者の1人当たりの医療費が高いことがわかる。

2.「療養の給付等内訳」では、診療費、調剤、食事療養・生活療養、訪問看護ごとに件数と費用額を記載し、また、診療費については、3.「診療費内訳」として、入院、入院外、歯科に区分して、それぞれ件数、日数、費用額等を記載している。

4.「高額療養費負担分」については、所得によ

2 保 険 給 付

1. 医療給付の状況

(1) 全 体 分

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	48,808 [※]	822,309,544 ^円	576,529,637 ^円	224,219,147 ^円	21,560,760 ^円
食事療養・生活療養(両方)	339	5,608,004	2,030,384	3,577,620	—
食事療養・生活療養	—	—	—	—	—
療養費	530	4,107,276	2,894,589	1,194,066	18,621
移送費	—	—	—	—	—
計	49,338	826,416,820	578,424,226	225,413,213	21,579,381
参考 30年度	49,373	828,334,055	582,194,156	224,482,134	21,857,765

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	9,365 [※]	250,424,688 ^円	176,395,101 ^円	72,767,210 ^円	1,262,377 ^円
食事療養・生活療養(両方)	127	2,044,158	632,158	1,412,000	—
食事療養・生活療養	—	—	—	—	—
療養費	56	677,139	493,559	183,580	—
移送費	—	—	—	—	—
計	9,421	251,101,827	176,888,660	72,950,790	1,262,377
参考 30年度	9,475	244,749,893	173,381,626	69,668,559	1,699,708

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1,459 [※]	19,080,460 ^円	15,212,068 ^円	3,679,119 ^円	189,273 ^円
食事療養・生活療養(両方)	9	114,670	39,430	75,240	—
食事療養・生活療養	—	—	—	—	—
療養費	28	195,714	156,566	39,148	—
移送費	—	—	—	—	—
計	1,487	19,276,174	15,368,634	3,718,267	189,273
参考 30年度	1,571	29,579,985	23,459,053	5,694,644	426,288

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2,779 [※]	106,015,437 ^円	73,731,541 ^円	31,936,033 ^円	347,863 ^円
食事療養・生活療養(両方)	56	1,153,367	328,107	825,260	—
食事療養・生活療養	—	—	—	—	—
療養費	16	339,128	237,387	101,741	—
移送費	—	—	—	—	—
計	2,795	106,354,565	73,968,928	32,037,774	347,863
参考 30年度	2,711	89,236,109	62,120,328	26,584,651	531,130

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1,445 [※]	12,475,890 ^円	9,966,636 ^円	327,644 ^円	2,181,610 ^円
食事療養・生活療養(両方)	5	28,520	8,740	19,780	—
食事療養・生活療養	—	—	—	—	—
療養費	—	—	—	—	—
移送費	—	—	—	—	—
計	1,445	12,475,890	9,966,636	327,644	2,181,610
参考 30年度	1,622	14,318,075	11,599,710	762,971	2,155,394

2. 療養の給付等内訳

(1) 全 体 分

種 別	件数	費用額
診 療 費	33,523 件	649,648,410 円
調 剤	15,266	166,448,070
食事療養・生活療養 (339)		5,608,004
訪 問 看 護	19	605,060
計	48,808	822,309,544
参考 30年度	48,802	824,530,456

(2) 前期高齢者分再掲

種 別	件数	費用額
診 療 費	6,371 件	201,598,550 円
調 剤	2,989	46,552,620
食事療養・生活療養 (127)		2,044,158
訪 問 看 護	5	229,360
計	9,365	250,424,688
参考 30年度	9,383	243,758,464

(3) 70歳以上一般分再掲

種 別	件数	費用額
診 療 費	932 件	14,169,310 円
調 剤	507	4,796,480
食事療養・生活療養 (9)		114,670
訪 問 看 護	—	—
計	1,439	19,080,460
参考 30年度	1,511	29,078,680

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

種 別	件数	費用額
診 療 費	1,982 件	90,517,400 円
調 剤	812	14,115,310
食事療養・生活療養 (56)		1,153,367
訪 問 看 護	5	229,360
計	2,779	106,015,437
参考 30年度	2,765	89,021,746

(5) 未就学児分再掲

種 別	件数	費用額
診 療 費	944 件	10,019,320 円
調 剤	501	2,428,050
食事療養・生活療養 (5)		28,520
訪 問 看 護	—	—
計	1,445	12,475,890
参考 30年度	1,620	14,464,614

3. 診療費内訳

(1) 全 体 分

種 別	件数	日数	費用額	受診率	1 人 当 たり 日 数	1 件 当 たり 費 用 額	被 保 険 者 1 人 当 たり 費 用 額
入 院	369 [※]	3,557 ^日	191,231,170 ^円	0.09 [※]	9.64 ^日	518,242 ^円	46,562 ^円
入 院 外	24,426	33,522	361,443,460	5.95	1.37	14,797	88,007
歯 科	8,728	13,862	96,973,780	2.12	1.59	11,111	23,612
合 計	33,523	50,941	649,648,410	8.16	1.52	19,379	158,181
参 考 30 年 度	33,721	51,923	647,924,510	7.91	1.54	19,214	152,130

(2) 前期高齢者分再掲

種 別	件数	日数	費用額	受診率	1 人 当 たり 日 数	1 件 当 たり 費 用 額	被 保 険 者 1 人 当 たり 費 用 額
入 院	133 [※]	1,218 ^日	86,769,400 ^円	0.24 [※]	9.16 ^日	652,402 ^円	154,120 ^円
入 院 外	4,654	7,029	93,766,380	8.27	1.51	20,147	166,548
歯 科	1,584	2,582	21,062,770	2.81	1.63	13,297	37,412
合 計	6,371	10,829	201,598,550	11.32	1.70	31,643	358,080
参 考 30 年 度	6,420	11,000	190,769,810	11.55	1.71	29,715	343,112

(3) 70歳以上一般分再掲

種 別	件数	日数	費用額	受診率	1 人 当 たり 日 数	1 件 当 たり 費 用 額	被 保 険 者 1 人 当 たり 費 用 額
入 院	10 [※]	73 ^日	4,404,510 ^円	0.18 [※]	7.30 ^日	410,451 ^円	77,273 ^円
入 院 外	757	1,151	7,939,550	13.28	1.52	10,488	139,290
歯 科	185	293	1,825,220	3.25	1.58	9,866	32,021
合 計	952	1,517	14,169,310	16.71	1.59	14,884	248,584
参 考 30 年 度	999	1,724	22,694,680	17.22	1.73	22,717	391,288

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

種 別	件数	日数	費用額	受診率	1 人 当 たり 日 数	1 件 当 たり 費 用 額	被 保 険 者 1 人 当 たり 費 用 額
入 院	58 [※]	731 ^日	43,837,600 ^円	0.32 [※]	12.60 ^日	755,821 ^円	240,866 ^円
入 院 外	1,333	2,306	41,312,470	7.65	1.66	29,657	228,992
歯 科	511	811	5,367,330	2.81	1.59	10,504	29,491
合 計	1,902	3,848	90,517,400	10.78	1.96	46,135	497,349
参 考 30 年 度	1,914	3,596	71,032,650	11.33	1.88	37,112	420,312

(5) 未就学児分再掲

種 別	件数	日数	費用額	受診率	1 人 当 たり 日 数	1 件 当 たり 費 用 額	被 保 険 者 1 人 当 たり 費 用 額
入 院	8 [※]	35 ^日	1,415,810 ^円	0.09 [※]	4.38 ^日	176,951 ^円	15,222 ^円
入 院 外	760	1,203	7,065,830	8.17	1.58	9,297	75,977
歯 科	176	220	1,537,880	1.89	1.25	8,738	16,536
合 計	944	1,458	10,019,320	10.15	1.54	10,614	107,735
参 考 30 年 度	1,057	1,541	11,681,790	10.27	1.46	11,052	113,415

4. 高額療養費負担分						
件数	費用額	保険者負担分	高額療養費	被保険者負担分	他法負担分	
425	268,962,295 ^円	188,846,727 ^円	53,290,777 ^円	23,282,292 ^円	3,542,499 ^円	
参考 30年度						
482	272,494,490	192,015,391	56,163,855	21,057,359	2,657,885	

5. 傷病手当金			
種別	支給者数	日数	傷病手当金
甲種組合員	1 ^人	180 ^日	1,080,000 ^円
乙種組合員	11	429	1,287,000
計	12	609	2,367,000
参考30年度			
10	457	2,064,000	

6. その他の保険給付			
種別	件数	支給額 ^円	
出産育児一時金	20	8,368,000	
葬祭費	10	1,500,000	
参考 30年度			
出産育児一時金	27	11,324,000	
葬祭費	7	1,100,000	

3 保健事業

1. 健康診断の実施

実施都市医師会	実施者					費用額	助成金
	甲種組合員	甲種組合員の家族	乙種組合員	乙種組合員の家族	計		
18	260 ^人	141 ^人	896 ^人	16 ^人	1,313	29,393,947 ^円	29,021,981 ^円
参考 30年度							
18	241	141	888	17	1,287	28,347,737	28,042,205

2. 保健事業費の助成

甲種組合員	保健事業費
1,011 ^人	707,700 ^円
参考 30年度	
1,036	725,200

3. 特定健康診査・特定保健指導の実施

(1) 特定健康診査

甲種組合員	実施者			計
	特定健診受診者	特定健診受診者と見なした者		
		健康診断受診者	事業者健診受診者	
25	235	—	260	
甲種組合員の家族	36	133	—	169
乙種組合員	216	636	77	929
乙種組合員の家族	27	14	—	41
計	304	1,018	77	1,399
参考 30年度				
326	969	102	1,397	

(2) 特定保健指導

甲種組合員	動機付け支援		積極的支援	
	対象者	利用者	対象者	利用者
18	—	18	—	—
甲種組合員の家族	2	—	2	—
乙種組合員	31	1	13	—
乙種組合員の家族	—	—	3	—
計	51	1	36	—
参考 30年度				
47	9	42	—	

4. 死亡見舞金の支給

甲種組合員	7件	700,000円
乙種組合員	—	—
合計	7件	700,000円
参考 30年度		
6件	600,000円	

5. 第18回「学びながらのウォーキング大会」の実施

開催日	令和元年11月24日(日)
開催場所	萩セミナーハウス
参加者数	64名
特別講演	長州と会津の友好を考える会 代表 山本 貞壽
ウォーキングコース	菊が浜海水浴場→萩城跡内堀→石廊公園→口羽家住宅→堀内健曲→平安古健曲→久坂玄福誕生地→春日神社→萩博物館

り自己負担限度額が区分され、自己負担限度額を超えた額を高額療養費としている。

令和元年度は支給件数は425件で、平成30年度より57件減少、支給額は約287万円減の約5,330万円となっている。

5.「傷病手当金」については、疾病又は傷病のため引き続き20日を超えて休業・休職をされたとき、21日目から甲種組合員は1日につき6千円、乙種組合員は3千円を支給している。令和元年度は12人に対し支給総額は236万7千円で、前年度に比べ件数、支給額ともに増加している。

なお、本年度より免責期間20日を10日としているので、来年度決算においてはさらに増加する見込みとなっている。

6.「その他の保険給付」においては、「出産育児一時金」20件分で836万8千円、「葬祭費」は甲種組合員分として1件20万円を5名分、その他の被保険者について1件10万円を5名分支給し、合計で10名分150万円を支給している。

3 保健事業

1.「健康診断の実施」では、実施者の合計が1,313人、助成金は約2,900万円で実施者数、助成金ともに平成30年度と比較して若干増加している。

2.「保健事業費の助成」は、甲種組合員1人当たり700円を1月末日の人数に基づいて各郡市医師会に助成し70万7,700円を支出している。

次の3.「特定健康診査・特定保健指導の実施」については、令和元年度の実施状況を掲げている。(1)特定健康診査では、特定健診受診者が304名、特定健診対象者で健康診断の受診者は1,018名となっている。また、平成23年度から事業者健診の結果データを提供していただいているが、77名のデータをご提供いただいている。(2)特定保健指導については、1,399人の特定健診受診者のうち、動機付け支援対象者51人、積極的支援対象者36人に「特定保健指導利用券」を送付したが、利用者は動機付け支援の1人のみだった。未利用者に対し郵送による利用勧奨を行っているが、利用者の増加が見られない状況にある。

6. 甲種組合員（後期高齢者組合員を除く）疾病分類（令和元年5月診療分）					
番号	疾 病 別 大 分 類	45歳未満	45～69歳	70～74歳	計
1	感染症及び寄生虫症	1件	4件	3件	8件
2	新 生 物	—	30	9	39
3	血液及び造血系の疾患並びに免疫機構の障害	—	—	—	—
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	1	37	8	46
5	精神及び行動の障害	1	6	—	7
6	神経系の疾患	—	12	4	16
7	眼及び付属器の疾患	—	25	3	28
8	耳及び乳様突起の疾患	—	3	—	3
9	循環器系の疾患	2	53	10	65
10	呼吸器系の疾患	3	16	3	22
11	消化器系の疾患	3	28	1	32
12	皮膚及び皮下組織の疾患	2	5	4	11
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	2	13	7	22
14	腎尿路生殖器官系の疾患	5	6	4	15
15	妊娠、分娩及び産じょく	1	—	—	1
16	周産期に発生した病態	—	—	—	—
17	先天奇形、変形及び染色体異常	—	—	—	—
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	—	3	1	4
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	—	6	2	8
合 計		21	247	59	327

7. 死没甲種組合員（後期高齢者組合員を含む）疾病分類（令和元年度）		
番号	疾 病 別 大 分 類	人 数
1	感染症及び寄生虫症	— 人
2	新 生 物	5
3	血液及び造血系の疾患並びに免疫機構の障害	—
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	—
5	精神及び行動の障害	—
6	神経系の疾患	—
7	眼及び付属器の疾患	—
8	耳及び乳様突起の疾患	—
9	循環器系の疾患	2
10	呼吸器系の疾患	—
11	消化器系の疾患	1
12	皮膚及び皮下組織の疾患	—
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	—
14	腎尿路生殖器系の疾患	—
15	妊娠、分娩及び産じょく	—
16	周産期に発生した病態	—
17	先天奇形、変形及び染色体異常	—
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	4
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	1
合 計		13
死 亡 者 の 平 均 年 齢		80.2 歳

4 組 合 会	
開催月日	提 出 議 案
7月18日	第 1 回 通 常 組 合 会 1. 承 認 事 項 承認第1号 選挙規程の一部改正について 承認第2号 平成30年度事業報告について 2. 議 決 事 項 議案第1号 平成30年度歳入歳出決算について 議案第2号 平成30年度歳計剰余金の処分について
2月20日	第 2 回 通 常 組 合 会 1. 承 認 事 項 承認第1号 令和2年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について 2. 議 決 事 項 議案第1号 規約の一部改正について 議案第2号 令和2年度事業計画について 議案第3号 令和2年度歳入歳出予算について

5 理 事 会		
回	開催月日	審 議 事 項
第1回	4月4日	1. 選挙規程の一部改正について
第2回	4月18日	1. 山口県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の推薦について
第3回	5月23日	1. 自家診療承認に関する内規の一部改正について 2. 保険料減額免除について
第4回	6月6日	1. 令和元年度保険料賦課状況について 2. 全協中国・四国支部役員会・総会・委託研修会について 3. 全医連第8回代表者会について
第5回	6月20日	1. 第18回「学びながらのウォーキング大会」について 2. 全協第73回通常総会について
第6回	7月4日	1. 第1回通常組合会について
第7回	7月18日	1. 傷病手当金支給申請について 2. 第1回山口県保険者協議会について
第8回	8月8日	1. 傷病手当金支給申請について 2. 中国四国医師国保組合連絡協議会について
第9回	9月5日	1. 第18回「学びながらのウォーキング大会」について 2. 傷病手当金支給申請について
第10回	10月3日	1. 全医連代表者会について 2. 全医連第57回全体協議会について
第11回	10月17日	1. 傷病手当金支給申請について
第12回	11月6日	1. 令和2年度予算編成方針について 2. 第18回「学びながらのウォーキング大会」について 3. 傷病手当金支給申請について
第13回	12月5日	1. 定款等検討委員会諮問事項について 2. 第18回「学びながらのウォーキング大会」について 3. 組合会議員定数について
第14回	1月9日	1. 定款等検討委員会答申について 2. 傷病手当金支給申請について
第15回	1月23日	1. 令和2年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の策定について
第16回	2月6日	1. 第2回通常組合会について 2. 山口県医師国保組合国保問題検討委員会について
第17回	3月19日	1. 特定個人情報保護評価計画管理書及び基礎項目評価書の見直しについて 2. 傷病手当金支給申請について 3. 第2回山口県保険者協議会について 4. 山口県国保連合会第2回通常総会について

6 監 事 会

7月4日、平成30年度歳入歳出予算の執行状況並びに同決算の状況について、詳細に監査を行った。

7 定款等検討委員会

12月19日、保険料の改定及び傷病手当金の見直しについて諮問した。

8 令和元年度全協中国・四国支部役員会・総会・委託研修会

5月25日、松山市（愛媛県歯科医師国保組合の担当）において開催され、河村理事長、今村副理事長、沖中・清水両常務理事が出席。

役員会では、総会並びに委託研修会の運営や会費について、総会では、平成30年度事業・決算報告及び令和元年度事業計画・予算等について協議した。

続いて、委託研修会では、「国民健康保険組合を巡る現状と課題」（厚労省国民健康保険課 森山伊久夫課長補佐）と「よみがえる村上海賊の記憶」（今治市村上水軍博物館 田中 謙学芸員）の講演があった。

9 全医連代表者会

6月5日、東京において開催され、河村理事長が出席。

令和元年度会費の額及び徴収方法等について協議、令和元年度事業計画・予算について報告があった。

続いて、「国民健康保険組合を巡る情勢について」（厚生省国民健康保険課 野村知司課長）の講演があった。

10 全協第73回通常総会

6月14日、松山市（愛媛県歯科医師国保組合の担当）において開催され、河村理事長が出席。

平成30年度事業報告及び収支決算、役員の選任等について協議した。

11 令和元年度中国四国医師国保組合連絡協議会について

7月27日、米子市（鳥取県医師国保組合の担当）にて開催され、林副理事長、清水常務理事が出席。

代表者会議では全体会議の運営等について、全体会議では、平成30年度事業報告・決算報告等の承認後、各県から提出された議題について協議を行った。全医連国保問題検討委員会の諮問答申書の説明があり、各県から提出された意見・要望について、全医連宮城信雄会長及び近藤邦夫副会長から回答があった。

12 全医連第57回全体協議会

9月21日 岐阜市（岐阜県医師国保組合の担当）で開催され、河村理事長、林・今村両副理事長、沖中・清水両常務理事が出席。

代表者会では、平成30年度事業及び決算報告、役員の選任等について協議、承認された。また、消費税は導入時の目的どおり、社会保障充実のために使うこと等を採択し要望することが決定した。

全体協議会では、代表者会の報告及び「国保問題検討委員会諮問答申」（全医連国保問題検討委員会 篠原 彰委員長）、「藪内佐斗司の作品とその世界」（東京藝術大学大学院保存修復研究室 藪内佐斗司教授）の講演があった。

次に、4.「死亡見舞金の支給」は、75歳以上の「被保険者でない組合員」がお亡くなりになった際に10万円を支給するが、7名分を支出している。

5.「第18回『学びながらのウォーキング大会』」は、昨年11月24日に萩市で開催したウォーキング大会について、参加者数等の実施状況を記載している。

6.「甲種組合員疾病分類」は、令和元年5月診療分について45歳未満、45～69歳、70～74歳の3区分に分けて示している。合計をみると9の循環器系がもっとも多く、その次は4の内分泌、栄養及び代謝疾患となっている。

7.「死没甲種組合員疾病分類」では、死亡原因を分類したものである。75歳以上の後期高齢者組合員8名を含めて13名の甲種組合員について記載をしている。

議案第1号 令和元年度歳入歳出決算について
(沖中常務理事)

歳入歳出ともに予算額13億7,251万4千円に対し、歳入決算額は13億8,733万4,060円、歳出決算額は12億1,682万3,081円で、歳入歳出差引額は1億7,051万979円となっている。

〈歳入の部〉

第Ⅰ款「国民健康保険料」は、医療給付費分保険料等4種類の保険料の合計で9億1,397万2,500円の収入があり、収入総額の約66%を占めている。なお、被保険者数の減少が見込み以上となったため、保険料収入は予算額に対し2,753万3,500円の減となっている。

第Ⅱ款第1項「国庫負担金」は、本組合の人件費等に対する事務費負担金で、被保険者数によって算定され、416万7,029円の収入があった。

第Ⅲ款「共同事業交付金」は、高額医療費共同事業で各国保組合が拠出金を出し合い、1件が100万円を超えるレセプトについて、その100万円を超える額に応じて全国国保組合協会から交付金が支給される。交付額は4,792万5千円だったが、共同事業拠出金として4,804万7千円を支出しているので、拠出金が12万2千円多くなっている。

第Ⅳ款「財産収入」第1項「財産運用収入」では、
予算額10万円に対し、1万3,251円の利息収入
となっている。

第Ⅴ款の「繰入金」は、ない。

第Ⅵ款の「繰越金」は、平成30年度剰余金を
繰り越した額であり、予算額を約3,249万円上

回る2億5,892万5,272円となっている。

第Ⅶ款「諸収入」第1項「預金利子」であるが、
これは平素組合の運用に充てている資金の利息で
あるが、利息のつかない決済性預金のため、利息
はない。

収入合計額は13億8,733万4,060円で前年

令和元年度歳入歳出決算書					
歳 入 の 部			歳 出 の 部		
予 算 額	1,372,514,000円	予 算 額	1,372,514,000円		
決 算 額	1,387,334,060円	決 算 額	1,216,823,081円		
歳入歳出差引額 170,510,979円					
歳 入			(単位 円)		
款 項	予 算 額	調 定 額	収 入 額	未収入額	予算額に対し増減 (△)
I 国民健康保険料	941,506,000	914,270,000	913,972,500	297,500	△27,533,500
(1) 国民健康保険料	941,506,000	914,270,000	913,972,500	297,500	△27,533,500
II 国庫支出金	155,433,000	166,083,104	166,083,104	—	10,650,104
(1) 国庫負担金	3,509,000	4,167,029	4,167,029	—	658,029
(2) 国庫補助金	151,924,000	161,916,075	161,916,075	—	9,992,075
III 共同事業交付金	49,038,000	47,925,000	47,925,000	—	△1,113,000
(1) 共同事業交付金	49,038,000	47,925,000	47,925,000	—	△1,113,000
IV 財産収入	100,000	13,251	13,251	—	△86,749
(1) 財産運用収入	100,000	13,251	13,251	—	△86,749
V 繰入金	1,000	—	—	—	△1,000
(1) 準備金繰入金	1,000	—	—	—	△1,000
VI 繰越金	226,432,000	258,925,272	258,925,272	—	32,493,272
(1) 繰越金	226,432,000	258,925,272	258,925,272	—	32,493,272
VII 諸収入	4,000	414,933	414,933	—	410,933
(1) 預金利子	1,000	—	—	—	△1,000
(2) 雑収入	3,000	414,933	414,933	—	411,933
合 計	1,372,514,000	1,387,631,560	1,387,334,060	297,500	14,820,060

歳 出						
(単位 円)						
款 項	予 算 額	予算決定後増減額 (△)		予 算 現 額	支 出 額	不 用 額
		予 備 費 充 当 増 減 額 (△)	款 内 流 用 増 減 額 (△)			
I 組 合 会 費	2,581,000	—	—	2,581,000	2,117,670	463,330
(1) 組 合 会 費	2,581,000	—	—	2,581,000	2,117,670	463,330
II 総 務 費	40,663,000	—	—	40,663,000	33,638,408	7,024,592
(1) 総 務 管 理 費	40,138,000	—	—	40,138,000	33,132,908	7,005,092
(2) 徴 収 費	525,000	—	—	525,000	505,500	19,500
III 保 険 給 付 費	673,464,000	—	—	673,464,000	648,337,958	25,126,042
(1) 療 養 諸 費	601,978,000	—	—	601,978,000	582,808,191	19,169,809
(2) 高 額 療 養 費	56,880,000	—	—	56,880,000	53,290,777	3,589,223
(3) 移 送 費	100,000	—	—	100,000	—	100,000
(4) 出 産 育 児 諸 費	10,506,000	—	—	10,506,000	8,371,990	2,134,010
(5) 葬 祭 諸 費	1,000,000	—	500,000	1,500,000	1,500,000	—
(6) 傷 病 手 当 金	3,000,000	—	△500,000	2,500,000	2,367,000	133,000
IV 後 期 高 齢 者 等 支 援 金 等	234,547,000	—	—	234,547,000	234,224,187	322,813
(1) 後 期 高 齢 者 等 支 援 金 等	234,547,000	—	—	234,547,000	234,224,187	322,813
V 前 期 高 齢 者 等 納 付 金 等	55,694,000	—	—	55,694,000	55,501,752	192,248
(1) 前 期 高 齢 者 等 納 付 金 等	55,694,000	—	—	55,694,000	55,501,752	192,248
VI 介 護 納 付 金	140,886,000	—	—	140,886,000	140,759,759	126,241
(1) 介 護 納 付 金	140,886,000	—	—	140,886,000	140,759,759	126,241
VII 共 同 事 業 拠 出 金	57,833,000	—	—	57,833,000	57,661,064	171,936
(1) 共 同 事 業 拠 出 金	49,071,000	—	△830,000	48,241,000	48,077,000	164,000
(2) 共 同 事 業 負 担 金	8,762,000	—	830,000	9,592,000	9,584,064	7,936
VIII 保 健 事 業 費	45,854,000	—	—	45,854,000	35,709,112	10,144,888
(1) 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,673,000	—	—	5,673,000	4,220,230	1,452,770
(2) 保 健 事 業 費	39,181,000	—	—	39,181,000	30,788,882	8,392,118
(3) 死 亡 見 舞 金	1,000,000	—	—	1,000,000	700,000	300,000
IX 積 立 金	1,001,000	—	—	1,001,000	1,000,000	1,000
(1) 積 立 金	1,001,000	—	—	1,001,000	1,000,000	1,000
X 公 債 費	1,000	—	—	1,000	—	1,000
(1) 一 般 公 債 費	1,000	—	—	1,000	—	1,000
XI 諸 支 出 金	3,000	7,871,171	—	7,874,171	7,873,171	1,000
(1) 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,000	7,871,171	—	7,874,171	7,873,171	1,000
XII 予 備 費	119,987,000	△7,871,171	—	112,115,829	—	112,115,829
(1) 予 備 費	119,987,000	△7,871,171	—	112,115,829	—	112,115,829
合 計	1,372,514,000	—	—	1,372,514,000	1,216,823,081	155,690,919

度比96%となっている。

＜歳出の部＞

第Ⅰ款「組合会費」は、組合会開催に要した旅費等の経費で211万7,670円を支出している。

第Ⅱ款第1項「総務管理費」は、役員報酬等の人件費や旅費、消耗品費など事務経費として3,313万2,908円を支出している。第2項「徴収費」は、各郡市医師会へ保険料徴収事務費として甲種組合員1人あたり500円を交付し、50万5,500円を支出している。

第Ⅲ款第2項「高額療養費」については、支出額5,329万777円で約359万円の残額が生じている。第5項「葬祭諸費」については、予算額に対し50万円の不足額が生じたので、款内流用を行っている。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」から第Ⅵ款「介護納付金」は、厚労省が示した算出式により予算額を計上しており、いずれも予算内での支出となり、支出額欄に記載の金額で、3款合計して、約4億3,049万円を社会保険診療報酬支払基金に納付している。

第Ⅶ款第1項「共同事業拠出金」は、全国国保組合協会に支払った額で4,807万7千円となっている。

第Ⅷ款「保健事業費」では、特定健診・特定保健指導、健康診断やウォーキング大会の経費等約3,571万円を支出している。また、第2項「保

健事業費」で、健康診断の助成額等について約839万円の不用額がでたことから、第Ⅷ款「保健事業費」全体で約1,014万円の残額が生じている。

第Ⅸ款「積立金」において、特別積立金では新たな積立は行わず、職員退職給与金積立金として100万円のみ積み立てている。

第Ⅺ款「諸支出金」では、年度を超えて遡り喪失した場合の保険料返金額で、甲種組合員4名に対し合計で50万円を還付している。予算額に不足額が生じたので、予備費から49万9千円の充当を行っている。また、平成30年度に交付された国庫補助金を令和元年度に精算した結果、超過交付分となった療養給付等補助金737万3,171円を国庫に返還したもので、不足額については予備費から737万2,171円を充当している。

第Ⅻ款「予備費」については、第Ⅺ款「諸支出金」への充当額787万1,171円を減額し、予算現額及び不用額は1億1,211万5,829円となった。

支出合計額は12億1,682万3,081円となり、対前年度比102.7%となっている。

議案第2号 令和元年度歳計剰余金の処分について（沖中常務理事）

1億7,051万979円の剰余金が生じたので、全額を翌年度繰越金にしようとするものである。

なお、令和2年度予算における繰越金は、1億

財 産 目 録				
A 積 立 金				
種 別 \ 区 分	30 年 度 末 現 在 積 立 金	元 年 度 積 立 金	元 年 度 支 出 金	元 年 度 末 現 在 積 立 金
特 別 積 立 金	170,000,000	—	—	170,000,000
給 付 費 等 支 払 準 備 金	106,000,000	—	—	106,000,000
職 員 退 職 給 与 金 積 立 金	26,308,700	1,000,000	—	27,308,700

3,033 万円を計上しているので、予算額に対し約 4,018 万円の増額となる。

V 監査報告

議長、監事の監査報告を求める。

篠原監事 山口県医師国民健康保険組合の令和元年度歳入歳出予算の執行状況並びに同決算の状況を監査したところ、適切に事業の執行がなされ、決算状況も適正であるものと認める。

令和2年7月2日
山口県医師国民健康保険組合
監事 藤野 俊夫
監事 篠原 照男
監事 岡田 和好

採決

議長、各議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。

引き続き、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、規約・内規等の改正として掲げているが、議案第3～5号を、まず沖中常務理事より概要説明を行い、順次議案の説明に入った。

沖中常務理事 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者に対する支援として、国保組合が規約に基づき国民健康保険料の減免を行った場合に、国が特別調整補助金により財政支援を行うものとして、国から財政支援の算定基準が示された。

なお、この算定基準に基づいた減免措置を行う

B 什 器 備 品																						
細目（構造又は用途）		異 動 年 月 日		償却可能限度控除後			㊦期首現在高			㊧期 中 増 減 (減は△印を付す)			償却方法	耐用年数	償 却 率	㊨減価償却額 又は評価額			㊩期末現在高			備 考
取得資産名及び取得員数		取 得 年 月 日		取 得 価 額			百 万 千 円			百 万 千 円						百 万 千 円			百 万 千 円			
裁 断 機	1	・ ・ ・		178	000				1				旧定率	15	0.142			0			1	均等
基 盤	15	・ ・ ・		66	000				1				旧定率	8	0.250			0			1	均等
金 庫	1	・ ・ ・		125	000				1				旧定率	5	0.369			0			1	均等
穿 孔 機	1	・ ・ ・		121	800				1				旧定率	5	0.369			0			1	均等
パ ー ソ ナ ル コンピューター	2	R 2 ・ 3 ・ 31							1			△1	旧定率	4	0.438			0			0	除却処分
		H14 ・ 3 ・ 6		315	000																	
基 盤 (卓上用)	25	・ ・ ・		328	100				25				旧定率	5	0.369			0			25	均等
		H14 ・ 4 ・ 5																				
カードプリンター	1	・ ・ ・		454	650				1				旧定率	5	0.369			0			1	均等
		H15 ・ 4 ・ 1																				
レ ー ザ ー プ リ ン タ ー	1	・ ・ ・		110	900				1				旧定率	5	0.369			0			1	均等
		H17 ・ 4 ・ 19																				
パ ー ソ ナ ル コンピューター	2	R 2 ・ 3 ・ 31							2			△2	旧定率	4	0.438			0			0	除却処分
		H17 ・ 10 ・ 24		279	930																	
パ ー ソ ナ ル コンピューター	1	・ ・ ・		120	650				1				定 率	4	0.625			0			1	
		H20 ・ 3 ・ 3																				
パ ー ソ ナ ル コンピューター	1	・ ・ ・		112	350				1				定 率	4	0.625			0			1	
		H20 ・ 3 ・ 17																				
パ ー ソ ナ ル コンピューター	1	・ ・ ・		128	730				1				定 率	4	0.625			0			1	
		H23 ・ 5 ・ 11																				
カードプリンター	1	・ ・ ・		261	450				1				定 率	5	0.400			0			1	
		H25 ・ 5 ・ 8																				
パ ー ソ ナ ル コンピューター	1	・ ・ ・		113	190				1				定 率	4	0.500			0			1	
		H26 ・ 1 ・ 17																				
パ ー ソ ナ ル コンピューター	1	・ ・ ・		102	690				1				定 率	4	0.500			0			1	
		H26 ・ 2 ・ 12																				
マイナパーシステム サ ー バ ー	1	・ ・ ・		670	662		929	391					定 率	5	0.400	371	756		557	635		
		H29 ・ 3 ・ 31		2																		
マイナパーシステム クライアントシステム	1	・ ・ ・		240	174		431	581					定 率	5	0.400	172	632		258	949		
		H29 ・ 3 ・ 31		1																		
医療保険者向け 統合端末一式	1	・ ・ ・		315	480		109	788					定 率	5	0.400	43	915		65	873		
		H29 ・ 3 ・ 31																				
計				7	044	756	1	470	800			△3				588	303		882	494		

令和2年3月31日

と、保険料の減免による減収分を補助金収入で補填することとなり、収入全体でみると、本組合の財政への影響はない。

〈保険料の減額免除〉

国が示した減免基準として、新型コロナウイルス感染症により「主たる生計維持者」が死亡した世帯には、全額を免除する。

「主たる生計維持者」は、世帯主を指すが、国保組合の組合員であり、その死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は保険料減免の対象とならないが、「組合員の家族が新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる」とされている。医療保険により減免基準が異なることから「なりうる」とされている。

なお、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合、上記の減免の対象とはならないが、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯に該当することとなり、全額が免除となる。

また、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少が見込まれ、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯は、組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等の額で除して得た割合）に応じて、減額又は全部を免除となっている。

なお、今回の減免の対象となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料となる。

〈傷病手当金〉

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、国の財政支援による制度として、国内の感染拡大防止の観点から、労働者が休みやすい環境を整備することを目的に、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金（補助金）により財政支援を行うもので、対象者等の支給要件が示された。

国の要件では、対象者を給与の支払いを受けて

いる被保険者（被用者）としており、個人事業主が対象となっていないが、本組合では保険料や保険給付について、事業所形態（法人・個人）・所得に関係なく定額としていることから個人事業主である甲種組合員も支給対象とし、支給額については定額とするなど国の財政支援の支給要件に準じた独自の要件により、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金制度を新たに創設することとしている。

これにより、個人事業所の甲種組合員に対して支給する傷病手当金については国の財政支援を受けることができないが、その他の法人事業所の甲種組合員に支給する傷病手当金については、財政支援の対象となる額について補助申請を行うことで、実質的な支出額が減少することとなる。

本組合の支給基準として

〈1〉支給対象者

新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で、次の被保険者とする。

- (1) 甲種組合員
- (2) 乙種組合員
- (3) 組合員の家族（専従者給与等のある者）

なお、本組合の既存の傷病手当金制度では、組合員の家族は対象となっていないが、国が示した要件では、専従者給与等のある組合員の家族を対象としていることから、対象者としている。

〈2〉支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日より、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日、とする。

なお、乙種組合員及び組合員の家族については給与等を受けとることができる期間は支給対象外とする。

〈3〉1日当たりの支給額は、既存の傷病手当金の支給額と同様で、

- (1) 甲種組合員 6,000 円

- (2) 乙種組合員 3,000 円
- (3) 組合員の家族については、2,500 円としている。

＜4＞適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間とし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月までとしている。

なお、既存の傷病手当金との併給は行わないこととし、また、労災保険の適用を受けた場合については支給しない。

以上のような、国の財政支援による保険料の減額免除と傷病手当金を実施するため、必要な規約等の一部改正を行うことについて、以下、お諮りする。

議案第3号 山口県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

本組合の傷病手当金については、規約第16条に規定しているが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について国が示した規約例に基づき、規約の一部改正を行おうとするものである。

第16条に第3項を新設し、「第1項の規定にかかわらず、被保険者である組合員が第16条の2から第16条の3までに規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。」とし、既存の傷病手当金との併給をしないことを規定している。

次に、第16条の2及び第16条の3を新設している。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、第16条の2では対象者、支給対象となる日数や1日の支給額を規定し、第16条の3では給与等の全部又は一部を受けることができる乙種組合員又は組合員の家族に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しないなど、新

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(傷病手当金) 第16条 組合は、被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職したときは、11日目から起算して最高180日間1日につき、甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。 2 この規約に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。	(傷病手当金) 第16条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者である組合員が第16条の2から第16条の3までに規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第16条の2 組合は、被保険者である甲種組合員及び給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者である乙種組合員又は組合員の家族が、療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の1日の支給額は、次のとおりとする。 一 甲種組合員 6,000円 二 乙種組合員 3,000円 三 組合員の家族 2,500円 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第16条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者である乙種組合員又は組合員の家族に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定の金額より少ないときは、その差額を支給する。
(保険料の納付期限の延長) 第28条 理事長は、保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、理事会の議決を経て、その納付することができないと認められる金額を限度として、3カ月以内の期限を限って徴収を猶予することができる。 一 納付義務者がその資産について震災・風水害・落雷・火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき 二 納付義務者がその業務を休止したとき 三 納付義務者がその業務について甚大な損害を受けたとき 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき	(保険料の納付期限の延長) 第28条 (略)
(保険料の減免) 第29条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、理事会の議決を経て、保険料を減免する。 一 前条各号に該当する者又はこれに準ずるものと認められる者 二 その他、理事会において必要と認められるもの	(保険料の減免) 第29条 (略) 附 則 (施行規則) 1 この規約は、令和2年7月17日から施行する。 なお、改正後の第16条の2及び第16条の3の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から傷病手当金支給規程で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整について規定をしている。

現行規約第29条で、保険料の減免について規定をしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免については、第29条の二の「その他、理事会において必要と認められるもの」に該当し、規約の一部改正は必要ないとされていることから、議案第4号で保険料減額免除内規について、一部改正を行うこととしている。

議案第4号 山口県医師国民健康保険組合 保険料減額免除内規の一部改正について

第4条を新設し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減額免除について規定している。

国の減額基準について、それぞれの基準により算定した額を当該世帯の保険料から減額又は免除する。なお、複数の基準に該当する場合は減額免除額の大きいものを適用としている。

第2項として、申出手続について「『保険料減額免除申出書（新型コロナウイルス感染症にかかる分）』に、減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して組合に提出する。」と規定している。

第3項では、減額又は免除となる保険料について、「令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料とする。」としている。

議案第5号 山口県医師国民健康保険組合 傷病手当金支給規程の一部改正について

第5条を新設し、第1項で申請書の取扱について定めた。

また、現行規程第3条で「過去に傷病手当金支給を受けた者に対しては、再度傷病

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案								
(保険料の減額) 第1条 甲種組合員（後期高齢者組合員を除く（以下「甲種組合員」とあるのは、後期高齢者の組合員を除く甲種組合員とする。）前年所得額が150万円以上300万円未満の場合は、甲種組合員の保険料を月額6,000円減額する。 2 甲種組合員の前年所得額が150万円未満の場合は、甲種組合員の保険料を月額9,000円減額する。 (保険料の免除) 第2条 後期高齢者組合員で、後期高齢者組合員に該当する日以前に組合員資格を通算10年以上有する場合、後期高齢者組合員に該当する日の属する月から、後期高齢者組合員分保険料を免除する。 2 第2条第1項に該当しない後期高齢者組合員で、組合員の家族がいる場合は、後期高齢者組合員分保険料を免除する。ただし、組合員の家族が被保険者資格を喪失した場合は、喪失日の属する月から免除しない。 (減額免除申出手続) 第3条 甲種組合員が保険料の減額又は免除を受けようとする場合、別紙様式の保険料減額申出書により所属都市医師会長に申し出るものとする。 2 甲種組合員から保険料の減額又は免除の申出を受けた都市医師会長は該当甲種組合員の前年医業所得及びその他の所得を区分明記した文書をもって組合に申し出るものとする。 3 保険料の減額又は免除は申出のあった該当年度にのみ適用する。ただし、改めでの申出により次年度での更新はこれを妨げない。 4 第2条第1項及び第2項に該当する場合、免除申出手続きは必要ないものとする。	(保険料の減額) 第1条 (略) (保険料の免除) 第2条 (略) (減免申出手続) 第3条 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減額免除) 第4条 次の①から③までのいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額を当該世帯の保険料から減額又は免除する。なお、複数の基準に該当する場合は、減額免除額の大きいものを適用する ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯は、全額を免除する。 （主たる生計維持者である組合員が死亡したことにより、世帯全員が資格を喪失する場合を除く） ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯は、全額を免除する。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額（保険金損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額、以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯は、組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等の額で除して得た割合）に応じて、次の表の各区分に掲げる減額又は全額を免除する。 【表】 <table><tr><th>減少率</th><th>減額又は免除割合</th></tr><tr><td>5/10以上</td><td>全額</td></tr><tr><td>5/10未満4/10以上</td><td>3/4</td></tr><tr><td>4/10未満3/10以上</td><td>2/4</td></tr></table> 2 前項の規定による保険料の減額又は免除を受けようとする場合は、別紙様式の「保険料減額免除申出書（新型コロナウイルス感染症にかかる分）」に、減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して組合に提出する。 3 第1項に規定する保険料の減額又は免除は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料とする。	減少率	減額又は免除割合	5/10以上	全額	5/10未満4/10以上	3/4	4/10未満3/10以上	2/4
減少率	減額又は免除割合								
5/10以上	全額								
5/10未満4/10以上	3/4								
4/10未満3/10以上	2/4								

手当金を支給しないものとする。」と支給制限を行っているが、第5条第2項において「規約第16条の2及び第16条の3で規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、支給制限は適用しないものとする。」とし、第3項では「傷病手当金の支給決定は、理事会が行う。」と規定した。

附則について、現在、国の財政支援における適用期間は令和2年1月1日から9月30日までとなっているが、国が示したQ & Aで「適用期間の延長については、国内の感染状況等を注視していく。」と回答されていることから、「なお、厚生労働省の財政支援が延長された場合は、基準で示された適用期間までとする。」と規定し、延長された場合は規程の改正を行うことなく対応することとしている。

なお、延長されない場合は、10月1日以降は既存の傷病手当金の支給要件に基づいて支給することとなる。

採決

議長、各議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

V 閉会の挨拶

河村理事長 慎重なご審議、ありがとうございました。今年度より、国保問題検討委員会を立ち上げることにいたしました。現在、郡市医師会を通じて委員の推薦をお願いしております。先行きが見えない状況ではありますが、皆様の知恵をお借りして、今後のあり方を慎重に議論していきたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この規程は、山口県医師国民健康保険組合が支給する傷病手当金に関し、山口県医師国民健康保険組合規約(以下「規約」という。)第16条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (傷病手当金の支給決定) 第2条 傷病手当金の支給決定は、理事会が行う。 2 前項の傷病手当金について、月単位で申請書の提出があった場合は、初回のみ理事会の決定とし、2回目以降は、常務理事の決裁により支給決定を行うものとする。 (傷病手当金の支給制限) 第3条 過去に傷病手当金支給を受けた者に対しては、再度傷病手当金を支給しないものとする。 (傷病手当金の支給申請) 第4条 傷病手当金を受けようとする組合員は、傷病手当金支給申請書(様式第1号)に診断書を添え、所属郡市医師会長を経由して提出しなければならない。 2 所属郡市医師会長は、前項の申請があった場合、次の事項を記載した意見書(様式第2号)を添え、速やかに理事長に提出しなければならない。 一 休職後の状況 二 その他参考になる事項 3 第2条第2項に掲げる方法により、月単位で傷病手当金を受けようとする組合員は、2回目以降については、傷病手当金支給請求書(様式第3号)に診断書を添えて、所属郡市医師会長を経て提出しなければならない。	(目的) 第1条 (略) (傷病手当金の支給決定) 第2条 (略) (傷病手当金の支給制限) 第3条 (略) (傷病手当金の支給申請) 第4条 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第5条 <u>規約第16条の2及び第16条の3に規定する傷病手当金を受けようとする被保険者は、次の傷病手当金支給申請書(新型コロナウイルス感染症)を理事長に提出しなければならない。</u> 一 甲種組合員用(様式第4号) 二 乙種組合員用(様式第5号) 三 組合員の家族用(様式第6号) なお、乙種組合員及び組合員の家族については、申請書に添えて事業主記入用(様式第7号)を提出する。 2 <u>規約第16条の2及び第16条の3に規定する傷病手当金については、本規程第3条に規定の支給制限は適用しないものとする。</u> 3 <u>傷病手当金の支給決定は、理事会が行う。</u> 附 則 (施行期日) <u>この規程は令和2年7月17日から施行する。</u> <u>また、規約の附則にある傷病手当金支給規程に定める日は、令和2年9月30日までとする。なお、厚生労働省の財政支援が延長された場合は、基準で示された適用期間までとする。</u>